



2025年7月17日

各位

会社名 株式会社グラッドキューブ
代表者名 代表取締役 CEO 金島 弘樹
(コード番号：9561 東証グロース)
問合わせ先 専務取締役 CIRO 財部 友希
ir@glad-cube.com

監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年7月17日開催の取締役会において、2025年8月8日開催予定の臨時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員人事及び定款の一部変更について、同臨時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

(2) 移行の時期

2025年8月8日開催予定の臨時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2025年8月8日開催予定の臨時株主総会に付議）

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
金島 弘樹	代表取締役CEO	同左
財部 友希	専務取締役CFO [※]	専務取締役CIRO
西村 美希	取締役CAO	同左
金島 由樹	取締役COO	同左
上杉 辰夫	取締役	同左

※経営の透明性と財務の健全性を重視し、今後はIR領域に加えて、財務全般の統括・管理も担当いたします。

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
久保田 匡美	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
池原 浩一	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
樋口 宣人	社外取締役（監査等委員）	（新任）

(3) 退任予定監査役

氏名	現役職名
北口 正幸	社外監査役

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 2025年8月8日（予定）

定款変更の効力発生日 2025年8月8日（予定）

以上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、 <u>11</u> 名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(新設)	
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	

<p>2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、<u>前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び<u>監査役</u>に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>3 補欠として選任された<u>監査等委員</u>である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第 28 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第 29 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第 28 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 32 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期限を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第 33 条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会に定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>	<p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p><u>第 30 条 監査等委員会の決議は、当該事項の決議に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p>第6章 会計監査人 第<u>36</u>条～第<u>37</u>条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等） 第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（条文省略）</p> <p>（附則）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第1条 <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>本附則第1条及び本条は、施行日をもって削除する。</u></p>	<p>第6章 会計監査人 第<u>32</u>条～第<u>33</u>条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等） 第<u>34</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第<u>35</u>条～第<u>38</u>条（現行どおり）</p> <p>（附則） <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、2025年8月8日開催臨時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 <u>2025年8月8日開催臨時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前に在任していた監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
---	--